

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期安定的な利潤を追求して、企業価値の増大を図ると共に、コーポレートガバナンスを充実させることにより企業基盤を整備し、株主、投資家、顧客、従業員等のステークホルダーと良好な関係を築くことが重要と考えております。

この考え方に基づき、迅速な意思決定を行い得る体制を構築し、顧客ニーズの的確な把握、技術開発力、コスト競争力の向上を図ると共に、法令、定款、社内規則の遵守を徹底し、適時、適切な情報開示などによって透明性のある企業経営に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
杉本 重人	5,613	11.81
新菱冷熱工業株式会社	4,099	8.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,095	6.51
ザバンクオブニューヨークメロンアズエージェントビーエヌワイエムエイエスイエイダッチベンシ ョンオムニバス140016 (常任代理人)株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	1,432	3.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,344	2.83
ジェービー モルガン チェースバン 385181 (常任代理人)株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	1,107	2.33
株式会社ビー・テクノロジー	748	1.57
KGI ASIA LIMITED-CLIENT ACCOUNT (常任代理人)香港上海銀行東京支店	696	1.46
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人)ゴールドマン・サックス証券株式会社	661	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	500	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

- 株式会社ビー・テクノロジーが所有している株式については、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しておりません。
- 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社から平成26年3月6日付の大量保有報告書の変更報告書No. 1の写しの送付があり、平成26年2月28日(報告義務発生日)現在で次のとおり株式を保有している旨の連絡を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
 - 氏名又は名称 : 三井住友信託銀行株式会社、 保有株券等の数 : 752株、株券等保有割合 : 1.58(%)
 - 氏名又は名称 : 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、保有株券等の数 : 51株、株券等保有割合 : 0.11(%)
 - 氏名又は名称 : 日興アセットマネジメント株式会社、 保有株券等の数 : 2,239株、株券等保有割合 : 4.71(%)
- 新菱冷熱工業株式会社から平成26年4月8日付の大量保有報告書の変更報告書No. 3の写しの送付があり、平成26年4月2日(報告義務発生日)現在で次のとおり株式を保有している旨の連絡を受けております。
 - 氏名又は名称 : 新菱冷熱工業株式会社、 保有株券等の数 : 233,300株、株券等保有割合 : 4.91(%)
- 当社は平成26年1月27日開催の取締役会において、平成26年4月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記は株式分割前の株数(注3の記載を除く。)で記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人から会計監査の経過報告及び内部統制を含めた監査結果報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大倉 修和	他の会社の出身者									○
吾田 啓一郎	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大倉 修和		シーアイマテックス株式会社相談役	経営に関する高い見識を有している。他会社の相談役兼務
吾田 啓一郎	○	ホソカワミクロン株式会社社外監査役	独立性に関する開示加重要件の該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない。経営に関する高い見識を有している。他会社の社外監査役兼務

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

業務向上に対する士気と意欲を一層高め、従業員その他と共に、企業価値の増加に寄与するものと考えております。平成25年6月には役員に対して有償ストックオプションを発行し、行使条件を次のように設定し、意欲向上を図っております。
(1)平成26年3月期の連結営業利益または平成26年3月期の下半期及び平成27年3月期の上半期の連結営業利益の合計が5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%まで
(2)平成26年3月期の連結営業利益または平成26年3月期の下半期及び平成27年3月期の上半期の連結営業利益の合計が10億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の残り20%

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

提出日現在のストックオプションの状況は次のとおりであります。
社内取締役 940、監査役 10、従業員 82、子会社取締役 15

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成25年度の実績
取締役5名 148百万
監査役3名 21百万
(うち社外監査役、2名) (15百万)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬限度額につきましては、株主総会にて報酬限度額を決定しております。なお、実際の役員個人の報酬額につきましては、取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専任の部門は設置していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(取締役会)
当社の取締役は4名であり、全員が常勤であります。取締役会は毎月1回、必要に応じて臨時取締役会が開かれております。当社経営における監査・監視、指名、報酬等の重要事項の意思決定は取締役会で行われており、取締役の職務執行については毎月報告されております。また、事業環境の急速な変化に対応し、取締役、従業員の意思疎通、意思決定の徹底を図るため、取締役会終了時に、月次管理会議を開催しております。取締役の機能を補佐・補完するため執行役員を選任しております。

(監査役会)
監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名、合計3名で構成し、原則として月1回、また、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査役間の協議、報告を行っています。社外監査役のうち1名を社外役員に選任しております。
監査役は、監査役監査基準、監査計画等に基づき、取締役会には全員、その他の主要な会議には分担して出席し、必要に応じて意見を述べると共に、取締役、従業員より随時業務の状況を聴取し、また、重要な書類の閲覧等により、当社及び子会社における取締役の業務執行を監査しております。常勤監査役は経理、社外監査役の1名は財務の経験を有し、財務・会計に関する十分な知見を有しております。

(内部監査体制)
当社は、内部監査専任の部門として、取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査は、監査方針を決めた内部監査規程に則り、年間監査計画に基づいて実施しております。その結果は、取締役社長及び常勤監査役に報告しております。

(会計監査人による監査)

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、当該監査法人の会計監査を受けております。平成25年において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は水野雅史氏及び細野和寿氏の2名であり、両氏以外に監査業務に従事した補助者は、公認会計士他計8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が、FPD業界において持続的な利潤の追求及び企業価値の増大を図るためには、環境の変化や顧客ニーズの多様化に対応できる「機動的かつ柔軟な組織運営を実現できる管理体制」が重要であると考えているからであります。また、当社は各業界において豊富な経験と幅広い見識及び専門性を有する人材を社外監査役として選任し、それら監査役が監査業務を執行することにより、経営監督機能を十分に遂行できると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	事務処理日程を考慮しながらも、株主総会開催の早期化、集中日を避けた開催に努力しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、株主総会終了後、説明会を開催し出席株主に対し、代表取締役社長から説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末の各決算に際して、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、発表文等のIR資料を、ホームページに掲載し、株主、投資家の皆様の閲覧に供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専任の部署及び担当者を定め、IRを行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動指針において、ステークホルダーとの関係を重視し、適正かつ友好的な関係を維持、発展に努めることを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業行動指針において、企業の社会的責任への認識等、企業活動全般において環境の保全、保護に努める旨を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動指針において、適時、適切な経営情報の積極的な開示に努める旨を定めると共に、内部者取引規程他の規程でインサイダー情報漏洩防止、機密保持に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制構築の基本方針として、取締役会で次のとおり決議いたしております。

(1) 取締役、使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保する体制

法令、定款等の遵守、企業論理・行動規範の基本として企業行動指針を制定し、この指針の下で具体的な法令、定款、社内規程の遵守に関してコンプライアンス基本規程を定めております。これらの規程の社内への周知徹底、管理担当部門への事前相談などによる法令等違反の未然防止を基本とし、違反事項発生の場合の内部通報や調査対応などを定めて、コンプライアンス体制の構築と、コンプライアンス意識の醸成に努めております。また、コンプライアンスや法務事項に関しては、案件に応じて、適宜社外の顧問弁護士に相談し、その助言、指導を受ける体制としております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保全及び管理

取締役の職務執行に関する情報につきましては、取締役規程、稟議規程、文書管理等に関する規程に基づき、意思決定に係る文書を管理担当部門が管理、保管いたしております。また、取締役、監査役は、必要に応じて、いつでも閲覧できることとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に影響のあるリスクのうち、当面、重大な影響を与える可能性の高いリスクに関しましては、リスク管理基本方針を定め、発生の未然防止若しくは発生による影響のミニマム化を図っております。また、危機管理基本規程を制定し、経営に影響あるリスクが発生した場合の対応策、対応部門を明確にするなどの基本的施策を定め、リスク発生に備えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

取締役会を毎月開催するほか、必要に応じ随時開催し、経営及び業務執行の重要事項など、迅速な意思決定に努めております。また、月次管理会議など目的に応じた会議を毎月開催し、取締役会付議事項の社内への周知に努めると共に、役員と部門長等の使用人との意思疎通を進め、透明性のある経営に努めております。取締役会規程の下で、職務権限規程、組織・業務分担規程、稟議規程などの規程により、取締役のみならず、使用人に関して、責任者、その権限、決裁範囲を定め、意思決定の明確化を図っております。

(5) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務担当の取締役の下に関係会社管理室を設け、子会社の管理を担当しております。また、子会社につきましては、関係会社管理規程、関係会社内部監査規程を制定し、管理の基本、対応策について規定しております。今後、海外子会社については、コンプライアンス等に関する意識高揚に努力し、当社グループ全体へのコンプライアンスについての周知徹底を図ってまいります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在は監査役を補助する使用人は置いておりません。必要に応じて内部監査部門が報告等適宜対応しております。監査役より設置の求めがある時は、監査役と協議のうえ、適切に対応いたします。その際、監査役の職務を補助する使用人の任命、異動については、監査役の同意を得、また、当該使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、月次管理会議その他重要な会議に出席し、報告を聴取し、意見を述べることができる体制としております。監査役は、監査方針に基づき、取締役、使用人に対し、随時業務執行その他の状況について聴取できることとしております。また、内部監査部門による往査、調査の結果の報告、監査法人による会計監査、棚卸実地調査等への立会いを行い、監査の実効性を確保しております。取締役、使用人は、会社の信用や業績等に大きな影響のある恐れがあるとき、取締役、使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものとしたときは、監査役に報告するものとしております。

(8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役との意見交換、内部監査部門との連携、会計監査人との意見交換を、それぞれ定期的に持ち、監査の実効性を確保しております。監査役から会社情報の提供を求められたときは、取締役、使用人は遅滞なく提供し、監査役監査の環境を整備するよう努力しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、不正や誤謬が発生するリスクを管理できる体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業行動指針で、違法行為や反社会的行為に関わらないよう良識ある行動に努め、反社会的な勢力とは関係を持たず、毅然とした態度で臨む旨を定め、日常の企業行動の基本としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた対応

総務部を対応部門とし、同部に不当要求防止対応担当者を置き、社会的責任、企業防衛の観点から、反社会的勢力の動向に注意しております。また、神奈川県企業防衛対策協議会に加入し、日常の情報の収集、講習会への参加、同会事務局や警察の指導を受けるなど、今後とも反社会的勢力排除の体制を整備してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示に係る社内の体制

(1) 適時開示に係る基本姿勢

当社グループでは、「当社を取り巻くステークホルダーとの関係を重視し、適正かつ友好的な関係の維持、発展に努める。」及び「適時かつ適切な経営の開示を積極的に行ない、社会に対し透明性の高い経営に努める。」の企業行動方針の下に、株主をはじめ投資家、報道機関等に対し、会社情報を適時適切に開示することを基本方針としております。

また、インサイダー取引の発生を未然に防止するため、コンプライアンス基本規程や内部取引管理規程を定め、当社株式に関し、重要事実を知っている者の売買の禁止と共に、当社関係者による売買を年4回、決算発表後の一定期間に限定しております。

(2) 適時開示に係る社内体制

株主、投資家、報道機関等に対し、会社情報を適時適切に開示し、迅速にディスクローズできる体制を構築し、運用すると共に、当社及び当社グループに関する情報を公平かつ容易に取得し得る機会を確保するため、当社ホームページ上に決算情報、その他適時開示情報を掲載しております。

総務・企画担当執行役員を情報取扱責任者とし、その下で、総務部が適時開示情報の取りまとめを行い、開示情報の内容に応じて、財務・経理部と企画部が関与しております。

総務部は、決定事実に関する情報については、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、機関決定あり次第、開示しております。発生事実に係る情報については、担当部門より情報取扱責任者へ報告され、この情報をもとに総務部が開示資料を作成し、機関の承認を得次第、開示しております。決算に関する情報につきましては、総務部が財務・経理部と共に、決算開示資料を作成し、取締役会の承認を得て、開示しております。

情報開示の体制強化の一環として、企画部に広報IR専任の部署及び担当者を定め、適時開示情報の開示、株主、投資家、報道機関からの問い合わせへの窓口等の業務を担当しております。